

行方市告示第 98 号

国等による障害者就労施設等からの物品等の調達の推進に関する法律(平成 24 年法律第 50 号)第 9 条の規定により、令和 7 年度行方市における障害者就労施設等からの物品等の調達方針を次のように定める。

令和 7 年 7 月 1 日

行方市長 鈴木 周 也

令和 7 年度行方市における障害者就労施設等からの物品等の調達方針

1 趣旨

国等による障害者就労施設等からの物品等の調達の推進に関する法律(平成 24 年法律第 50 号。以下「法」という。)第 9 条第 1 項の規定に基づき、障害者就労施設等からの物品等の調達の推進を図るために必要な方針を定めるものとする。

2 適用範囲

調達方針の適用範囲は、市の全ての機関が発注する物品又は役務(以下「物品等」という。)の調達とする。

3 調達する物品等及び目標額

市が障害者就労施設等から調達する物品等及び目標額は、次のとおりとする。ただし、下記に記載のないものであっても、市が調達可能な物品等であれば対象となる。

・ 役務(公園の清掃、花壇植栽、除草作業等) 1,000 千円

4 調達の実施

障害者就労施設等からの物品等の調達に当たっては、行方市財務規則(平成 17 年 9 月 2 日規則 35 号)第 134 条各号に定める額を超えない場合は、予算の適正な執行に配慮しつつ、障害者就労施設等との随意契約(地方自治法施行令 167 条の 2 第 1 項第 1 号)により契約を締結するものとする。

5 調達実績のとりまとめ及び公表

調達実績は、令和 8 年 5 月末までに概要を取りまとめ、市のホームページ等により速やかに公表するものとする。

6 その他物品等の調達の推進に関する事項

障害者支援施設等で提供できる物品等については、施設からの情報をもとに各課(室・所・館・局)に情報提供を行うものとする。

7 調達方針の担当窓口

この調達方針の担当窓口は、市民福祉部社会福祉課とする。